

資 料 編

湧水町国民保護協議会条例

平成18年3月31日
条例第2号

(目的)

第1条 この条例は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第40条第8項の規定に基づき、湧水町国民保護協議会（以下「協議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。
(委員及び専門委員)

第2条 協議会の委員の定数は、35人以内とする。

2 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは解任されるものとする。
(会長の職務代理)

第3条 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
(会議)

第4条 協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 協議会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開き、議決をすることができない。
3 協議会の議事は、出席した委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第5条 協議会に、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員及び専門委員は、会長が指名する。
3 部会に部会長を置き、会長の指名する委員がこれに当たる。
4 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

(雑則)

第6条 前各条に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。
(湧水町報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正)
2 湧水町報酬及び費用弁償等に関する条例(平成17年湧水町条例第34号)の一部を次のように改正する。
〔次のよう〕略

湧水町国民保護対策本部等条例

平成19年3月22日
条例第18号

(目的)

第1条 この条例は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号。以下「法」という。）第31条及び法第183条において準用する法第31条の規定に基づき、湧水町国民保護対策本部及び湧水町緊急対処事態対策本部に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 湧水町国民保護対策本部長（以下「本部長」という。）は、湧水町国民保護対策本部（以下「対策本部」という。）の事務を総括し、本部の職員を指揮監督する。

- 2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 3 本部員は、本部長の命を受け、対策本部の事務に従事する。
- 4 対策本部に本部長、副本部長及び本部員のほか、必要な職員を置くことができる。
- 5 前項の職員は、町の職員のうちから、町長が任命する。

(会議)

第3条 本部長は、対策本部における情報交換及び連絡調整を円滑に行うため、必要に応じ、対策本部の会議（以下この条において「会議」という。）を招集する。

- 2 本部長は、法第28条第6項の規定により国の職員その他町の職員以外の者を会議に出席させたときは、当該出席者に対し、意見を求めることができる。

(部)

第4条 本部長は、必要と認めるときは、対策本部に部を置くことができる。

- 2 部に属すべき本部員は、本部長が指名する。
- 3 部に部長を置き、本部員のうちから本部長が指名する。
- 4 部長は、部の事務を掌理する。

(現地対策本部)

第5条 現地対策本部に、現地対策本部長及び現地対策本部員その他の職員を置き、副本部長、本部員その他の職員のうちから本部長が指名する者をもって充てる。

- 2 現地対策本部長は、現地対策本部の事務を掌理する。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、対策本部に関し必要な事項は、本部長が定める。

(準用)

第7条 第2条から前条までの規定は、湧水町緊急対処事態対策本部について準用する。
この場合において、第3条第2項中「法第28条第6項」とあるのは「法第183条において準用する法第28条第6項」と読み替えるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

湧水町会議委員一覧（防災会議、国民保護会議）

区分	委員名	区 分	
		防災会議	国民保護会議
1	湧水町長（会長）	○	○
2	川内川河川事務所菱刈出張所長	○	○
3	始良・伊佐地域振興局 総務企画部長	○	○
4	始良・伊佐地域振興局 農林水産部長	○	○
5	始良・伊佐地域振興局 建設部長	○	○
6	始良・伊佐地域振興局 保健福祉環境部長	○	○
7	伊佐湧水警察署長	○	○
8	伊佐湧水消防組合 消防長	○	○
9	伊佐湧水消防組合 南消防署長	○	○
10	湧水町消防団長	○	○
11	湧水町 副町長	○	○
12	湧水町 教育長	○	○
13	湧水町 総務課長	○	○
14	湧水町 地域総務課長	○	○
15	湧水町 建設課長	○	○
16	湧水町 産業振興課長	○	○
17	湧水町 住民税務課長	○	○
18	湧水町 長寿福祉課長	○	○
19	湧水町 健康増進課長	○	○
20	湧水町教育委員会 教育総務課長	○	○
21	湧水町栗野土地改良区理事長	○	
22	湧水町吉松土地改良区理事長	○	
23	湧水町区長 会長	○	○
24	湧水町区長会 副会長	○	○
25	西日本高速道路(株) 宮崎高速道路事務所長	○	○
26	西日本高速道路(株) 鹿児島高速道路事務所長	○	○
27	陸上自衛隊第12普通科連隊 第3科長	○	○
28	陸上自衛隊第24普通科連隊 第3科長	○	○
29	湧水町議会議長	○	○
30	地域防災アドバイザー	○	
31	湧水町 企画財政課長		○
32	湧水町 商工観光PR課長		○
33	湧水町 生涯学習課長		○
34	湧水町 まちづくり推進課長		○
35	湧水町 水道課長		○
36	湧水町 会計課長		○
37	湧水町 議会事務局長		○
38	湧水町 農業委員会事務局長		○
	合 計	30名	35名

